

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 10 月 1 日
こども家庭庁成育局成育環境課

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案」について、令和 8 年 6 月 24 日（水）から令和 8 年 7 月 23 日（木）まで御意見を募集したところ、計 33 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容ごとに分類の上、以下のとおりとりまとめたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	資格要件の拡充は、人材確保につながるものであり、賛成する。	○ 御意見として承ります。
2	概要には「量及び質を確保するため」とあるが、大学卒業者等で1年以上児童福祉事業に従事したものを放課後児童支援員の資格要件に加えることは、量は確保できても、質が確保されるとは考えにくい。 むしろ現場の職員育成負担が増えたり事故等のリスクが高まったりするのではないか。	○ 現行の内閣府令においては、高等学校卒業者等で2年以上児童福祉事業に従事した者及び大学等で社会福祉学・心理学・教育学等を専攻した者が資格要件としてあるところ、本改正案は、人材確保の観点から、資格要件に大学卒業者等で1年以上児童福祉事業に従事したものを追加するものです。 ○ これらの者については、大学等において一定の知識を修得し、1年以上の実務経験を有していることに加え、都道府県等が実施する認定資格研修において、必要な知識や技能を修得することとしており、一定の質を担保しつつ、人材確保を図ることのできるものであると考えております。
3	放課後児童支援員の基礎資格の拡充をするなら、都道府県等が行う研修を強化してほしい。 また、継続的な研修を義務化して資格に期限を設け、更新制にしてほしい。	○ 放課後児童支援員における質の確保及びその維持は大変重要であり、引き続き、放課後児童支援員等を対象とした研修を実施する「放課後児童支援員等資質向上研修事業」や、この研修受講等を通じたキャリア形成を支援する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」により、放課後児童支援員等に対する継続的な研修の受講を促してまいります。 ○ ご指摘の「資格の更新制度の導入」については、人材確保への影響や、現場及び自治体における事務負担等も踏まえながら、慎重に検討する必要があるものと考えています。

4	基礎資格の拡充をするのであれば、経験者が一定期間指導する仕組みも必要である。	○ 放課後児童支援員及び児童厚生員の質の確保は大変重要であると考えていますが、ご指摘の「経験者が一定期間指導する仕組み」については、人材確保への影響や、現場及び自治体における事務負担等も踏まえながら、慎重に検討する必要があるものと考えています。
5	こども家庭ソーシャルワーカーの専門性は、児童厚生施設や放課後児童クラブで求められるスキルや専門性とは異なるため、直ちに現場の即戦力として扱うのではなく、最低限の補完的な研修などを義務付けるべき。	○ こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭福祉の現場においてソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を確保することを目的に、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格であり、その専門性は児童厚生施設や放課後児童クラブにおいても有効に活用されるものと考えられます。 ○ また、放課後児童支援員については、他の資格要件と同様に、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有することに加え、都道府県が実施する認定資格研修において、必要な知識や技能を修得することとしています。引き続き、放課後児童支援員に対して、継続的な研修の受講を促してまいります。
6	実務経験については、在職期間だけでなく、実際にこどもや保護者への支援業務に従事していたのかについても確認するべきである。	○ 過去の通知において、実務経験については、「児童と積極的な関わりを持つことが必要であり、単なる見守りなどの経験は含まれないこと。なお、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者が対象」であることを明示しています。引き続き、実務経験の解釈について周知してまいります。
7	人材確保に当たっては、大学卒業者等だけでなく、子育てを終えた方、保育補助経験者、地域で子どもと関わってきた方、元教員、元保育士、定年退職された方など、多様な経験	○ 資格要件及び資格のあり方については、児童厚生員及び放課後児童支援員の質の確保と人材確保の両面から十分に検討する必要があると考えており、いただいた御意見については、今後の制度の検討に当たって、参考とさせていただきます。

	を有する人材が必要な研修を受けた上で活躍できる仕組みについても検討してほしい。	
8	改正案の趣旨には賛同するが、専門学校卒業者や高校卒業者についても、現場での適性や実績に応じて、試験や研修、施設責任者の推薦等と組み合わせて早期に資格取得ができるよう、資格要件を拡大してほしい。	
9	保育・教育・福祉などの専門知識がない者にも資格要件を拡充するのであれば、ステップアップの研修と段階的な資格付与をしたらどうか。	
10	人材確保にあたっては、資格の在り方として、第一段階としては現行の座学のみの認定研修でもいいと思うが、その上により専門的かつ高処遇の試験資格を新設し、やる気と実力のある人の処遇が上がる仕組みを作してほしい。	
11	放課後児童支援員の資格を、教員や保育士、幼稚園教諭と同等の国家資格に準ずるような資格にしていくべきである。	

12	こどもに寄り添える人であれば資格など要らない。	
13	放課後児童クラブ等は子どもたちの安全を守り、日本の文化や教育環境に即した育成を行う重要な場であることから、今回の資格要件の緩和が外国人労働者の受入れ拡大につながることを懸念する。日本人の雇用を優先的に確保するとともに、本改正が外国人労働者の採用拡大や在留資格の緩和につながらないよう、外国人雇用に関する明確な運用基準や規制を設けるべきである。 また、外国人を登用するのであれば、日本の児童育成文化・価値観への深い理解、宗教的・政治的価値観を持ち込まない姿勢、高度な日本語能力、行動観察を含む多層的な適性審査や、犯罪歴等の確認を厳格に行う仕組みが必要である。	○ 今回の改正案については、現行において高等学校卒業者等で2年以上児童福祉事業に従事した者及び大学等で社会福祉学・心理学・教育学等を専攻した者を資格要件としているところ、人材確保の観点から、資格要件に大学卒業者等で1年以上児童福祉事業に従事したものを追加するものであり、外国人労働者の受け入れ拡大を目的としたものではありません。 ○ 放課後児童支援員については、資格要件に該当する者であって、都道府県知事等が実施する認定資格研修を修了した者を資格者としており、その質の確保を図っているところです。引き続き、放課後児童クラブにおける支援の質の確保に努めてまいります。
14	「外国の大学を卒業した者」の規定について、「外国の大学」という文言だけでは、対象となる教育機関の水準及び提出された学歴の真正性が不明瞭なため、海外の大学のうち、学校教育法の規定による日本の大学に相当する正規の大学のみ限定するよう修正す	○ ご指摘の「外国の大学」については、本改正案による改正前から規定しているものです。御意見については、今後の施策の運用にあたって参考とさせていただきます。

	べきである。	
15	こどもへの性犯罪歴がある人が職員になれないようにしてほしい。	○ 放課後児童クラブや児童館が、こどもにとって安全・安心して過ごすことができる場所であることは大変重要であり、職員によるこどもへの性暴力を防止することは重要な課題であると認識しております。 ○ このため、こどもへの性暴力防止に関する新たな制度として、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（こども性暴力防止法）が令和6年6月に制定されており、令和8年12月に施行される予定です。 ○ 同法において、児童館については、法律で定める取組の義務がある事業者（義務対象事業者）として、職員等の特定性犯罪前科の有無の確認等を行うことをはじめとした、こどもへの性暴力防止の取組が義務付けられます。また、放課後児童クラブについても、国からの「認定」を受けた事業者においては、義務対象事業者と同様にこどもへの性暴力防止の取組が義務付けられます。 ○ 政府としては、こどもが安全・安心して過ごせる環境の確保に向け、引き続きこどもへの性暴力の防止に取り組んでまいります。
16	放課後児童支援員の確保のために、基礎資格の拡充に加え、認定資格研修修了前の基礎資格を有する者についても、一定期間内に資格研修を修了することを条件として、配置基準上の「放課後児童支援員」として認める旨を	○ 子ども・子育て支援交付金においては、放課後児童支援員は設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、同条同項に規定する都道府県等が行う研修の修了を予定している者(職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者(以

	示し、補助単価上の取扱いについても明確化することを要望する。 加えて、認定資格研修の受講機会の拡充についても要望する。	下「研修修了予定者」という。))を含んでおり、この点については、交付要綱において明示しています。 ○ ご提案については、上記のような「みなし規定」によりすでに対応しているところですが、引き続き、都道府県等と連携し、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会確保に取り組んでまいります。
17	現行の資格要件は分かりにくく、対象範囲を拡大しても十分な効果が得られないおそれがある。特に、保育士や教員免許保有者以外の資格要件については、事業者・求職者ともに必要書類や資格の有無の確認が困難であるため、都道府県等による事前登録制度など、資格要件該当者を容易に確認できる仕組みを整備すべきである。	○ ご提案の事前登録制度の導入については、自治体における事務負担等を踏まえて慎重な検討が必要であると考えておりますが、事業者や求職者にとって、放課後児童支援員の資格要件等がより分かりやすく伝わるよう、周知や表示の在り方について、引き続き検討してまいります。
18	放課後児童支援員の実務経験に基づく研修受講資格について、現行では申込日時点で要件を満たしている必要があるが、研修実施日時点で要件を満たす見込みの者についても研修受講を認めるよう緩和すれば、受講対象者の拡大につながるのではないか。	○ ご提案の「見込み者」の扱いについては、放課後児童支援員認定資格研修を実施する都道府県等において検討いただいた上で、対象とすることは差し支えない旨を周知しております。引き続き、周知に努めてまいります。
19	改正後は、採用数だけでなく、離職率、事故、苦情なども調べ、支援の質が低下していないか検証してほしい。	○ ご提案の調査内容については、現時点の情報を有していないことから単純な比較は困難ではありますが、今後の調査等の参考とさせていただきます。 ○ なお、事故件数については、例年公表しておりますが、支援の質との相関関係を検証することは困難と考えております。

20	専門委員会について、委員の中に現場経験のある者はいるのか、提言は現場の声が反映されているのか。	○ 児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会においては、放課後児童支援員の方含め様々な所属の方に委員として参画いただいております。委員名簿及び委員会の開催状況等については、こども家庭庁ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。 https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_ibasho/jidoukan
21	自治体による条例改正は必要か。必要な場合は通知で示してほしい。	○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条については、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準とされているため、本改正案が公布された際には、各都道府県の条例についても、本改正案による改正後の規定に従った内容となるよう、対応いただく必要があります。 ○ 一方で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、市町村が条例を定めるに当たって参酌するものとされているため、必要に応じて各市町村の条例に反映いただければと思います。 ○ 本改正内容については、自治体宛てに通知をお送りする予定です。

その他 7 件、意見募集の対象とならない御意見をいただきました。